

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		利用登録の取消し
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部交通政策課交通政策係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市自転車等駐車場条例第10条第1項 管理者は、登録利用者又は一般利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による利用登録又は前条の利用の承認を取り消すことができる。 (1) 不正な手段により利用登録又は利用の承認を受けたとき。 (2) 利用登録若しくは利用の承認の条件又は管理上の指示に違反したとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	上記(1)~(2)に該当する場合を例示すると次のとおりである。 (1) 「不正な手段」とは、実際の利用者とならないことが明白であるにもかかわらず故意に虚偽の申請をしたとき。 (2) 「利用登録若しくは利用の承認の条件又は管理上の指示に違反したとき」とは、駐車場の有効かつ適正な運営・管理の為に設置したラック等の施設設備の活用に着しく支障が生じ、若しくは、他の利用者の利用に支障が生じ、又は危険が及ぶと判断される規格の自転車等の利用登録があったとき。
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	昭和60年12月24日設定（平成 年 月 日最終変更）